

(公印省略)

(住)

令和2年11月17日

(一社) 群馬県宅地建物取引業協会 会長 様

群馬県知事 山本 一太

(県土整備部住宅政策課)

在留外国人が参加するお祭り等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底
について (第2報)

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

標記について、別添のとおり内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から事務連絡がありましたのでお知らせします。

貴団体におかれましては、当該事務連絡の内容について、貴下会員や関係者等に対し各種広報、連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

担 当：住宅政策課 岡田

T E L：027-226-3717

F A X：027-221-4171

e-Mail：o-k@pref.gunma.lg.jp

在留外国人が自国の伝統や風習等に基づきお祭り等を行うにあたり、言葉の壁等により適切な感染防止策に取り組むことができないということがないよう、感染防止策について速やかな周知をお願いします。

事 務 連 絡
令和2年11月13日

各都道府県
新型コロナウイルス感染症対策担当部局 御中

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

在留外国人が参加するお祭り等における
新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（第2報）

平素から新型コロナウイルスの感染防止対策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

「在留外国人が参加するお祭り等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和2年10月30日発出）でお知らせしましたとおり、10月29日の新型コロナウイルス感染症対策分科会（第13回）において、「感染拡大の原因となるクラスターについて、これまで把握されているリスクの高い場における対応を継続していくとともに、これまでと異なる場が感染拡大の端緒となる可能性があり、対象者の特性に応じた情報提供（特に、日本語以外の言語や生活習慣等の違いに配慮した情報提供等の取組）（中略）など大規模クラスターやクラスター関連が発生しないよう早期かつ適切な対応が求められる。」との問題認識の下、「今までに情報が届かなかった人への情報提供」に取り組むよう、同分科会から政府に対し、提言がありました。

感染拡大の端緒となるこれまでと異なる場の一つとして、在留外国人が自国の伝統や風習等に基づき行うお祭り等が挙げられるところ、日本社会の一員である在留外国人がお祭り等を実施するにあたり、言葉の壁等により適切な感染防止策に取り組めない状況があるのであれば、必要な支援を講ずる必要があります。

つきましては、当面、近日中に想定される下記1のお祭り等が安全に開催できるよう、在留外国人担当部局などの関係部局や、国際交流協会などの関係団体等と連携の上、在留外国人やその関係の方々に対し、下記2の点について、速やかな周知をお願いします。

なお、当室においても関係外交代表団や団体等と連携し、より有効な情報発信や支援を引き続き進めてまいります。引き続き在留外国人に対する適切な感染拡大防止のための支援等についてご尽力、ご協力をお願いします。

記 1

直近の主なお祭り等（地域によって、日程が異なる可能性があることに留意）

- ・ 11月27～30日 タザウンモン満月のお祭り（ミャンマー）
- ・ 12月8日 聖母マリア祭（ブラジル、フィリピン等）
- ・ 12月25日 クリスマス
- ・ 12月26日 カレンの正月（ミャンマー）
- ・ 12月30日 タム・ロサール（正月のお祭）（ネパール）
- ・ 12月31日－令和3年1月1日 新年

など

記 2

- 密が発生しやすい場所や基本的な感染防止策が徹底されていないイベントや会食への参加をなるべく控えること。特に、多数の人が密集し、かつ、大声等の発生を伴う行事、パーティー等への参加は控えること。
- イベントや会食の参加に当たっては、適切な対人距離の確保、手指消毒、マスクの着用、大声での会話の自粛など、適切な感染防止策を徹底すること。
- 街頭や飲食店での大量または深夜にわたる飲酒や、飲酒しての行事への参加は、その行事の特性を踏まえつつ、なるべく自粛すること。
- 必要に応じて、家族同士で自宅で過ごす、オンラインのイベントに参加するなどの新しい楽しみ方を検討すること。

（以上）

【参考：当室の新型コロナウイルス感染症予防のためのポスター等（17言語）】

英語：<https://corona.go.jp/en/>
アラビア語：<https://corona.go.jp/ar/>
イタリア語：<https://corona.go.jp/it/>
スペイン語：<https://corona.go.jp/es/>
ドイツ語：<https://corona.go.jp/de/>
フランス語：<https://corona.go.jp/fr/>
ポルトガル語：<https://corona.go.jp/pt/>
ロシア語：<https://corona.go.jp/ru/>
簡体字：<https://corona.go.jp/zh-cn/>
繁体字：<https://corona.go.jp/zh-tw/>
韓国語：<https://corona.go.jp/ko/>
インドネシア語：<https://corona.go.jp/id/>
タガログ語：<https://corona.go.jp/tl/>
ベトナム語：<https://corona.go.jp/vi/>
タイ語：<https://corona.go.jp/th/>
ミャンマー語：<https://corona.go.jp/my/>
ネパール語：<https://corona.go.jp/ne/>

【問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室（総括班）

担当者：八重樫、神前、北村、山口、岩熊、石岡

TEL：03-6257-1309

MAIL：reo.yaegashi.c8s@cas.go.jp

yuji.kozaki.f7j@cas.go.jp

shingo.kitamura.h6a@cas.go.jp

hirokazu.yamaguchi.v5v@cas.go.jp

daichi.iwakuma.x9m@cas.go.jp

takeaki.ishioka.k6n@cas.go.jp